



## 3年前の飲み代の「ツケ」、 支払わないといけない？

弁護士 寺中 麗子

### ◆— 事案の概要

本社勤務のAさんは、会社近くに、いつも「ツケ」で飲んでいる店がありました。しかし、突然、支店に転勤することとなり、転勤時のバタバタで、「ツケ」を払わないまま、店に行かなくなってしまいました。

3年後に、本社勤務に戻り、Aさんが「ツケ」のことなどすっかり忘れ、久しぶりに店に顔を出したところ、店主から3年前の「ツケ」と利息をあわせて支払うように請求されてしまいました。

Aさんは、店主の請求に応じなければならないのでしょうか。

### ◆— 解説

Aさんのような、飲み屋での「ツケ」は、今では珍しくなりましたが、最近、某有名通販サイトが取り入れたことで、「ツケ」払いが話題となりました。

まず、「ツケ」とは、法律的にはどのような意味をもつのかについて検討してみましょう。

「ツケ」という行為は、支払期限の猶予にあたります。すなわち、本来であれば、飲食等のサービスあるいは商品と引換に、代金を支払わなければならないところ、サービスの提供あるいは商品だけを先に受け、代金の支払を後に延ばしてもらうというものです。

そして、いつまでに「ツケ」を支払えばよいのかというと、債権者が「ツケ」の支払期限を定めていた場合は、その期限までに支払い、支払期限を定めていなかった場合は、請求を受けたときに支払うということになります。

しかし、債権には時効というものがあります。民法（平成30年1月時点）において、債権の時効期間は、原則として10年とされ、飲食代金債権については特別に、1年という短期の消滅時効が定められています。

すなわち、3年後に飲食代金の「ツケ」の請求を受けたAさんは、時効消滅を理由に「ツケ」の支払を拒むことができるのです。

もっとも、近い将来、Aさんが、このような時効消滅の主張をすることは難しくなります。というのも、民法の改正により、上述の短期の消滅時効制度は廃止され、時効期間が原則として5年に統一されることとなったためです（改正の対象は、時効制度だけでなく、保証分野や債権譲渡分野など多岐に渡り、民法制定以来約120年ぶりの大改正といわれています。改正民法は、平成29年6月に公布され、2020年の施行を目標に準備が進められており、実際に改正民法が適用されるのは施行日後になります）。

仮に、「ツケ」が時効消滅していなかった場合、Aさんは、「ツケ」の他に利息を支払わなければならないのかという点ですが、冒頭で述べたとおり、「ツケ」は貸金ではありませんので、利息は発生しません（もっとも、支払期限を過ぎたときから、「ツケ」の元金に対して利息に相当する遅延損害金は発生します）。

「ツケ」払いは、手元にお金がなくとも、サービスや商品の提供が受けられる便利な仕組みですが、その実態は借金と変わらないという指摘もされています。自身の資力に見合った範囲内で利用することが大切です。



執筆者プロフィール

寺中 麗子（てらなか・れいこ）

弁護士（第二東京弁護士会）。

早稲田大学法学部・首都大学東京法科大学院卒業。

所属：東京リベルテ法律事務所

趣味はゴルフ、料理。